

生駒市規則第 3 6 号

生駒市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市政治倫理条例施行規則（平成 2 1 年 3 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 8 項に後段として次のように加える。

条例第 9 条第 1 項の規定による調査の請求があつた場合において、当該調査の請求が、地方自治法第 2 4 2 条第 5 項に規定する監査の事案であつて、委員が本市の監査委員として当該事案の監査を行う場合その他の会長が除斥させることが適当と認める場合も、同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。